

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第12回会合議事録

日 時：平成24年1月30日（月）13:59～15:49

場 所：内閣府（4号館）共用第3特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、尾花委員、清原委員、国分委員、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員

（内閣府）：園田内閣府大臣政務官、村木統括官、太田審議官、山本参事官

（オブザーバー）：

内閣官房内閣参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、警察庁生活安全局少年課長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房秘書課政策評価企画室補佐官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

議事次第

1. 開 会

2. 園田内閣府大臣政務官あいさつ

3. 議 題

（1）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」見直しに係る検討会の進め方について

（2）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」見直しに係る関係省庁の取組について

（3）その他

4. 閉 会

5. 議事内容

○清水座長 それでは、時間になりましたので、本日は第12回になりますが「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を始めさせていただきますと思います。

本日もお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、最初の委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

○山本参事官 それでは、御報告いたします。

本日は漆委員及び坂田委員が御欠席でございます。

また、半田委員の代理に設楽様に御出席をいただいております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

本日は公務がお忙しい中、園田内閣府大臣政務官に御出席いただいております。それでは、政務官からごあいさつをお願いいたします。よろしく申し上げます。

○園田政務官 失礼いたします。青少年の育成担当の大臣政務官の園田でございます。

今日は青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の第12回ということで、先生方には大変お忙しいところお集まりをいただいていることに、心から感謝を申し上げたいと思います。

昨年は東日本大震災が発生をいたしまして、激動の1年でもございました。そういう意味では、今年には日本再生、復興元年という位置づけの中で、私どもは政府を挙げてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

昨年の世界のさまざまな潮流の中で、インターネットを取り巻く環境というものは大変大きな出来事もございました。一例を挙げますと、「アラブの春」と言われましたけれども、インターネット等を通じて、さまざまな形で人々の動きが激変をしていったところもございました。また、言わばインターネットの申し子という形で言われておりました、ジョブス氏の死去という形で、インターネット業界の中においては、大変大きな出来事があった1年でもございました。

そんな中、新たな情報通信社会におきましては、インターネットの活用の在り方というものは、激動の中で将来に向けて真剣に取り組むべき時期にきたのではないかと考えているところでございます。

こういう社会の中で、情報がさまざまな形で氾濫をしている中で育っている子どもからすると、私ども大人からすれば、環境面をしっかりと見ていかなければいけない。すなわち、情報が氾濫して、何が正しい情報であるのか、何が誤った情報であるのか、また有害な情報などもその中にどんどん隠れて、目に触れるような状況にも至ってしまうという形も一方ではあるのではないかと考えているところでございまして、そういった子どもたちが安心してインターネットを使えるような環境整備をしていく必要があると考えているところでございます。

我が国の青少年を取り巻くインターネットの環境に関しましては、御案内のとおり、平成20年6月に制定をされました「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づきまして、官民一体となって、各種施策を推進しているところでございますが、近年、御案内のとおり、スマートフォンの普及でありますとか、先般は通信業界の中でもさまざまなトラブルがあって、それによって大変影響を受けるという状況もあったわけでもございまして、そういったインターネットの普及、取り巻く環境というのは、変化が著しくなってきました。そういった意味では、平成20年にできた法律ではありますけれども、法改正も含めた必要な対応というものを、この検討会の場でも先生方に幅広く御議論をいただければと考えているところでございます。

そして、昨年8月には、先生方の御協力をいただきまして、この検討会におきまして、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言のとりまとめをしていただきまして、委員の先生方には本当にありがとうございました。政府といたしましては、御提言をいただきましたさまざまな課題の検討を進めてまいりまして、青少年が安全に安心してインターネッ

トを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を見直すという形をとらせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

今回の検討会は、この基本計画の見直しに係る御審議の第1回目ということでございまして、先生方のお知恵や御意見をちょうだいいたしまして、しっかりと政府の中で施策に反映してまいりたいと考えているところでございます。

先生方には、今日からまた大変お忙しいお時間をいただくわけでございますけれども、実りある会合になればと期待をいたしておりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いを申し上げて、一言ごあいさつにかえさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○清水座長 園田政務官、どうもありがとうございました。

政務官は公務がございまして、ここで御退室されます。どうもありがとうございました。

(園田政務官退室)

○清水座長 それでは、初めに事務局から配付資料の確認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山本参事官 配付資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第でございます。2枚目に資料一覧がございます。資料は資料1から資料9まででございます。

資料1は、検討会の進め方(案)。

資料2は、課長会議合意事項の進捗状況。

資料3は、基本計画の見直しに係る施策について(概要)。

資料4は、内閣官房の資料でございますが、違法・有害情報対策の広報啓発活動と題するもの。

資料5は、内閣府の施策について。

資料6は、警察庁の資料。

資料7は、総務省の資料。

資料8は、文部科学省の資料でございますが、青少年を取り巻く有害環境対策の推進と題するもの。

資料9は、経済産業省の資料でございます。

参考資料が参考資料1から参考資料3までございます。

参考資料1は、法律の概要と法律の本文。

参考資料2は、基本計画の概要と本文。

参考資料3は、昨年8月の提言でございます。

なお、委員の先生方限りで、お手元に関係省庁の施策一覧を配付させていただいております。会議終了後、回収をさせていただきます。

不足などがございましたら、事務局までお申し付けください。

また、本日の会議の議事録でございますが、別途各委員の皆様方の御確認をいただいた上で、座長にお諮りした後、公開をさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本参事官 それでは、そのようにさせていただきます。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。本日の議題は3つございまして、検討会の進め方、関係省庁の取組について、その他となります。

議題（1）に入らせていただきますが、議題（1）は「（1）『青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画』見直しに係る検討会の進め方について」ですけれども、この検討会の進め方についてでございます。

本日から始まります検討会は、昨年8月に委員の先生方の御協力を得ましてとりまとめた提言がございます。これは総論的なものでございました。これに対しまして、各論的な検討あるいはより具体的な内容まで踏み込んだ検討を行いまして、政府が行います基本計画の見直しに意見を具申するものであると考えております。

そういった観点で、これから御議論いただきたいと思いますけれども、最初にこれからの検討会の進め方につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○山本参事官 それでは「検討会の進め方（案）」について御説明をさせていただきます。資料1をご覧くださいと思います。

基本計画の見直しに向けた検討会といたしましては、第12回から第14回までの3回を予定しております。

第12回、本日の会合でございますが、ここでは基本計画の見直しに係る検討会の進め方、基本計画の見直しに係る関係省庁の取組について御議論をいただきたいと思います。存じます。

そして、本日の御議論を受けまして、第13回を3月上旬に開催したいと思います。ここでは検討会の報告書案について御審議をいただきたいと思います。存じます。検討会の報告書の内容としましては、子ども・若者育成支援推進本部が策定することとなります基本計画に直接反映することができるよう、具体的な内容を提言していただくことを考えております。このため新旧の基本計画を対照していただきながら、必要十分な内容となっているか御審議いただきたいと思います。存じます。

第14回を4月上旬に開催いたします。ここでは平成23年度中の基本計画の進捗状況について御報告をしますとともに、検討会報告書の内容を御確認いただきまして、成案として御決定をしていただくということでございます。

なお、その後は子ども・若者育成支援推進本部を4月中に開催いたします。基本計画の素案として決定をした上で、5月にパブリック・コメントを行います。その結果を受けまして、6月に改めて子ども・若者育成支援推進本部を開催し、新たな基本計画を策定するという予定を考えております。

新しい基本計画の策定を受けまして、第15回を7月以降に開催いたします。ここでは新たな基本計画の策定を受けまして、基本計画策定までに係る経過を御報告させていただきますとともに、その後の本検討会の取組スケジュールについて御議論いただくこととしたいと思います。

なお、現行の基本計画でございますが、御案内のとおり、平成 21 年 6 月の制定でありますため、その見直しも本年 6 月を目途に進めることとなります。このため、第 14 回が 4 月上旬を予定しておりますが、大変窮屈な日程となっております恐縮でございますが、御理解、御協力のほど、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

資料 1 に基づきまして、検討会の進め方の御説明をいただきましたが、御質問、御意見がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、本検討会の進め方につきましては、このようにさせていただきたいと思います。

それでは、議題(2)でございます。「(2)『青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画』見直しに係る関係省庁の取組について」をさせていただきます。

昨年 2 月に開催しました第 9 回検討会で報告があったわけですけれども、第 1 回青少年インターネット環境整備推進課長会議の合意事項について、その後、進捗があったという報告でございますので、最初に事務局からこの御説明をお願いしたいと思います。

その後、基本計画の見直しに向けた関係省庁の取組について、それぞれから御説明いただきまして、その説明が全部済んだ後に意見交換の時間をとりたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、最初に課長会議合意事項の進捗状況につきまして、事務局からお願いいたします。

○山本参事官 それでは、課長会議合意事項の進捗状況について御説明をさせていただきます。資料 2 でございます。

この検討項目は、昨年 8 月の提言におきましても、今後の検討課題として整理された 12 の項目のうちの最後の 3 項目に当たるものでございます。関係省庁において対応を継続的に検討しているものでございます。

課題 10 でございますが「各省庁が保持するデータの共有・活用のあり方」でございます。

課題の内容としましては、実効性ある取組の立案のためには、インターネット上のサイトに起因する青少年被害の実態の客観的なデータの共有が必要であるけれども、政府部内で共有されているとは言い難い状況にある。そこで、そうした共有・活用について検討を行うものでございます。

右側の進捗状況でありますけれども、一元的な情報共有の方法として、例えば内閣府のホームページに各省庁の関連情報のリンク先を集約化するなどして、共有化を図る方向で進めていくこととしております。現在 34 項目ほどの情報を共有してはどうかということで、作業を進めているところでございます。

課題 11 「インターネットカフェの年齢確認の徹底」でございます。

課題の内容としましては、いわゆるインターネットカフェ事業者につきましても、青少年有害情報の閲覧機会の最小化などの責務を負っておりますところ、そうしたインターネットカフェにおけ

まず年齢確認あるいはフィルタリング設定端末への青少年の誘導などの対策を検討する。また、青少年がインターネットを自由に利用できる場所についても、併せて検討するものでございます。

右側の進捗状況でございますが、警察庁では、総合セキュリティ対策会議の提言を受けまして、日本複合カフェ協会に指導を要請するとともに、各都道府県警察に通達を出しまして、端末の整備、年齢確認の徹底、青少年のフィルタリング端末への誘導などを働きかけているということでございます。

次のページでございますが、課題 12「インターネットに係る有害情報（コンテンツ）に対する取組」でございます。

課題の内容としましては、基本計画におきましては、民間団体によるレーティング・ゾーニングの取組の支援が定められているところでありますけれども、そうした観点を基本としつつ、多様化するコンテンツについてさらなる検討を行うものでございます。

推進状況でございますが、内閣府では平成 24 年度予算におきまして、諸外国における実態調査を実施することとしております。海外におけますレーティング・ゾーニングの実態を把握することに努めまして、国内での取組に対する支援を行いたいと考えております。

また、OECD など国際会議の場において、諸外国での取組に関し情報収集を行うよう、積極的に参加することとしております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

御質問、御意見があらうかと思えますけれども、後でまとめて時間をとりますので、そのときにお願いたします。

それでは、関係省庁の取組について御説明をお願いしたいと思います。初めに事務局から資料 3 の御説明をお願いしたいと思います。これは「青少年インターネット環境整備基本計画の見直しに係る施策について（概要）」でございます。事務局、お願いいたします。

○山本参事官 それでは、資料 3 「青少年インターネット環境整備基本計画の見直しに係る施策について（概要）」をご覧いただきたいと思えます。

これは昨年 8 月の提言を受けまして、関係省庁から基本計画の見直しに反映させるべき施策ということで提出を受けまして、基本計画の項目に沿って整理し直したものでございます。

「第 2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項」でございます。

「1. 学校における教育・啓発の推進」として記載の 4 項目がございます。

特に（1）に記載されております情報教育の推進等に関する調査研究は、新しいものでございます。

「2. 社会における教育・啓発の推進」に関しましては、7 項目がございます。

このうち（1）の 3 番目のポツのところにあります、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」につきましては、項目自体は従前からでございますが、内容として新規のものが盛り込まれたものでございます。

(2)の2つ目、「各省庁が保持するデータ共有・活用の在り方の改善」につきましては、先ほどの課題10に対応するものでございます。

その下の2つ、サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進、インターネットリテラシーの可視化の推進については、現行の基本計画の項目では入らない、そういう意味で新たな施策ということで2項目の提案がなされております。

2ページ目でございます。「3. 家庭における教育・啓発の推進」に関しては、5項目でございます。

この中で一番下に新規とございますが、「保護者向け普及啓発に係る支援策の検討」が新しい施策になっております。

「4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等」に関しましては、記載の3件です。

「5. 国民運動の展開」につきましては、「(1) 進学・進級時期における広報啓発活動」ということで、内容的には大変新しい中身となっております。

3ページ目「第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び普及等に係る施策に関する事項」でございます。これにつきましては、再掲も含め6項目が挙げられております。

1の「(1) フィルタリング提供義務等の実施徹底」に関しましては、継続的な施策となりますけれども、機器利用実態調査と調査結果を踏まえた対応策の検討が挙げられております。

新規の施策としまして、「インターネットカフェ事業者による青少年有害情報の閲覧防止措置の促進」といったことが盛り込まれております。これは先ほどの課題11に対応するものでございます。

「2. 携帯電話・PHSにおけるフィルタリングの高度化の推進」につきましては、(1)にありますとおり、「スマートフォンのフィルタリングの普及促進」といった、内容的に新しいものが盛り込まれております。

4ページ目「第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項」でございます。これについては、再掲を含めて5項目でございます。

この中では、特に「2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援」ということで、「特定サーバー管理者における利用規約等の整備促進による対応の強化」などが盛り込まれております。

「(3) レイティング・ゾーニングの取組の支援」につきましては、「諸外国における青少年インターネット環境整備の取組に係る調査の実施」ということで、先ほどの課題12に対応するものが盛り込まれております。

5ページ目「第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項」でございます。再掲を含め2項目でございます。

2の(2)におきましては、「実証実験を通じた児童ポルノサイトのブロッキングの促進」といった項目が盛り込まれております。

6ページ目「第6 推進体制等」ということで、ここでは4項目でございます。

「2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制の活用」では、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブルの推進」、3では「OECD オンライン上の青少年保護勧告の推進」などといったものが盛り込まれております。

なお、この資料において施策として取り上げたもの以外についても、基本計画上の表現の見直しは必要ないものの、継続的に実施するものでございます。

詳細については、関係省庁から順次御説明をさせていただきます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、順次お願いしたいと思いますが、最初に内閣官房 IT 担当室からお願いいたします。よろしく申し上げます。

○北林参事官 内閣官房の北林でございます。どうぞよろしく申し上げます。

資料は2枚御用意させていただいております。1枚目はインターネット上の違法・有害情報対策の広報啓発活動、2枚目は関係者あるいは関係団体等との情報共有や連携強化を図るための場という取組でございます。いずれも青少年に限定されたものではございませんが、関連する取組として行っているものでございます。

1枚目につきましては、インターネット上の違法・有害情報対策のポータルサイトを設けまして、そちらの方で関係省庁や関係団体の取組等々を御周知させていただいているところでございます。違法・有害情報に関する通報相談窓口等の紹介や、先ほど申しましたように、政府等の取組を紹介させていただいております。本検討会に昨年まとめていただいた提言なども、こちらの方で御紹介させていただいているところでございます。

2枚目は、関係省庁あるいは関係団体との情報共有、連携強化を図るための場でございます。

上段は関係省庁の連絡会議ということで、こちらで情報共有できるような枠組みがあるということでございます。

下の方は、違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブルということで、関係省庁の実務担当者また関係団体、民間企業さんの実務担当者の方々に入らせていただいている場でございます。例えばメルマガ等々で関係省庁の取組であるとか、あるいは関係団体の取組につきまして、逐次情報発信をさせていただいているところでございます。

この2枚の取組は、それぞれ今の計画でも記載されてございますが、引き続き継続的に行っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、内閣府から申し上げます。

○山本参事官 内閣府の施策について御説明申し上げます。資料5をご覧いただきたいと思っております。

内閣府がこれまで取り組んでまいりました施策は、上の枠内にありますとおり、おおむね10項目でございます。保護者・青少年への普及啓発、利用環境実態の調査、地方公共団体への情報提供などでございます。

今回、基本計画の見直しに当たりまして、緑のところではありますが、3項目、実態調査の強化、民間団体の取組に対する支援の強化、諸外国との連携強化を図ることといたしまして、下に黄色い枠で囲っておりますけれども、こうした5つの施策を重点的に実施したいと考えております。

施策の具体的な内容は2ページ以降でございます。

1つは、青少年のインターネット利用環境実態調査の継続的な実施・充実でございます。青少年のインターネット利用環境は、スマートフォンの普及を始め、絶え間なく大きく変化をしております。そこで、実態調査につきましては、こうした環境の変化を踏まえまして、新たな状況に対応した調査内容となるよう適時見直しを図りつつ、法施行状況のフォローアップを図る観点から継続的に実施しようというものでございます。

2つ目は、諸外国における実態調査の実施でございます。青少年のインターネット利用環境を整備するためには、青少年の活用能力の習得、有害情報の閲覧機会の最小化を図る必要があるわけでありまして、こうした諸外国における実態や先進的な取組を把握することによりまして、我が国におけます取組に資することとするものでございます。

具体的には、平成24年度におきましては、海外におけるレイティング・ゾーニングの実態を調査することといたしております。欧米諸国あるいはEUにおける取組について調査をすることを考えております。これによりまして、国内において、民間団体が自主的に実施をしておりますレイティング・ゾーニングの取組に対して、そうした取組の普及に向けた具体的な対応が図られるよう支援をするものでございます。

3つ目は、国際的なインターネット環境整備に向けた諸外国との連携構築でございます。インターネットのボーダレスな性格を踏まえまして、関係省庁と連携をとりまして、国際的な取組に参加しますとともに、関係諸国との連携を強化しようというものでございます。

具体的には定期的開催されますOECDの関係の委員会に出席しますほか、2国間における意見交換の機会を積極的に確保していきたいということでございます。

次のページでございますが、4つ目は、都道府県・指定都市青少年行政主管課長会議等を通じた情報提供でございます。

これは安心ネットづくり促進協議会を始め、民間団体が自主的に実施をされております地域の普及啓発活動について、地方公共団体との連携強化を図っていただくために、情報提供を積極的に行おうとするものでございます。

また、OECDなど海外における動向についても情報提供いたしまして、国内における取組の参考としていただくものでございます。

5つ目は、保護者向けの普及啓発に係る支援策の検討でございます。フィルタリングの利用率向上など取組を推進していく上では、保護者に対する啓発活動の充実が喫緊の課題となっております。そこで、保護者の理解を増進し自主的な取組を促進するために、小・中・高の別にそれぞれの保護者に向けた総合的なマニュアル集を作成するなど、普及啓発の支援を行おうとするものでございます。

内閣府関係は以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

警察庁、お願いします。

○千野少年課長 警察庁少年課の千野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

警察庁関係は資料6でございますけれども、頭紙で警察庁から提出いたしております3点の施策につきまして、概略を書きまして、あと別紙1、別紙2、別紙3でポンチ絵を付けてございます。

1点目「サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進」でございますけれども、これは平成22年度に警察庁の生活安全局長の私的懇談会であります、総合セキュリティ対策会議におきまして、サイバー空間ではいまだ違法・有害情報の氾濫に歯止めがかかっているとは言えない状況にあって、その背景として、青少年を含む利用者の規範意識の低下等が指摘をされました。対策として、サイバー防犯ボランティアの育成・支援を強力に推進すべきであるという御提言をいただいたところでございます。

これに基づきまして、当庁におきましては、平成24年度の予算において、サイバー防犯ボランティアの活動上の課題でありますとか、あるいは改善点、活動上の具体的留意事項等につきまして、調査研究を行いまして、活動の指針となる活動マニュアルを策定することを予定してございます。調査研究の成果を基にしまして、今後サイバー防犯ボランティアの育成・支援を推進していこうとするものでございます。

2点目でございますが「インターネットカフェ事業者による青少年有害情報の閲覧防止措置の促進」でございます。こちらにつきましては、当検討会報告書の課題11でも取り上げられているところでございますけれども、平成18年度の総合セキュリティ対策会議におきまして、インターネットカフェの利用者の匿名性等の問題と対策について検討がされたところでございます。

既に資料に記載のとおり、日本複合カフェ協会に対しまして、犯罪防止の対策強化の要請を行っております。それと併せまして、各都道府県警察を通じて管轄区域内のインターネットカフェ事業者に対して、青少年の入店の際の年齢確認でありますとか、あるいはフィルタリング設定端末の整備等につきまして、働きかけを行っているところでございます。今後もこうした取組を継続して、推進していこうとするものでございます。

3点目でございますが「進学・進級時期における広報啓発活動」でございます。インターネット利用による青少年の被害を防止するためには、フィルタリングの重要性・必要性等につきまして、保護者の方々の認識向上を図る必要がございますけれども、アンケート調査の結果等からは、まだ十分に浸透していない状況が伺われるところでございます。

そこで、これまでも現在の基本計画に基づきまして、毎年7月に実施をされます青少年の非行・被害防止全国強調月間などにおきまして、フィルタリングの普及啓発を始めとする広報啓発活動を推進してきたところでありますけれども、これに加えてという形で、特に進学・進級時期については、検討会報告書の課題2においても必要性がうたわれているところであります。児童が使用する携帯電話の新規購入や機種変更の増加が見込まれまして、保護者の関心も高いことから、広報啓発活動に大きな効果が期待される時期であると考えてございます。

そこで、昨年3月には関係閣僚の合意という形で、青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策として、関係省庁が連携して保護者・子供に対する周知・啓発を実施したところをごさいます、警察庁におきましても、都道府県警察を通じて入学説明会や保護者説明会等において、保護者等への周知・啓発に取り組んだところでございます。

これを踏まえまして、今後ともということで、進学・進級時期において、7月の全国強調月間と同様に総合的な広報啓発活動を実施することで、相乗効果を期待したいと考えてございます。引き続き、進学・進級時期において、総合的な広報啓発活動を関係省庁と連携して強力に推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、総務省からお願いいたします。

○玉田消費者行政課長 総務省消費者行政課の玉田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

私からは資料7に基づきまして、御説明をさせていただきます。紙のつくりとしまして、青少年インターネット利用環境整備法の構造、すなわちリテラシー向上、フィルタリングの性能向上、民間団体等の自主的取組みとそれに対する支援、その他という形で構成させていただいております。

リテラシー向上に関連しましては、最初の2点、e-ネットキャラバンの推進及びインターネットトラブル事例集の作成・活用に関しまして、総務省では平成18年から関係省庁及び通信関係の団体と連携をさせていただきまして、児童生徒、保護者、教職員を対象とした啓発講座を行ってございまして、これまで約4,600件の講座を行ってきておるということでございます。

また、それにも活用するという形で、平成21年度からは保護者、教職員が知っておくべき事項等をまとめたトラブル事例集を開発いたしまして、こういった研修等でも活用いたしております。

3点目としまして、ICTリテラシー育成のための公共施設等におけるモデルシステムの開発推進であります。平成18年度からの取組に加えまして、23年度から、例えば高齢者の多い地域などにおきまして、図書館、公民館等の公的施設を中心にICTのリテラシーの状況に応じて、それを更に育成するためのモデルシステムの開発推進を行います。

1つ飛ばしまして、インターネットリテラシーの可視化の推進でありますけれども、これにつきましては、現状スマートフォンを通じたインターネット利用等が普及する中で、ますます青少年にとって身近になる。リテラシーの可視化が必要だということでございまして、具体的には各学校で行えるテスト、設問をつくるという形で、教育現場の協力を得まして試験をいたします。その結果を踏まえて、教育関係者あるいは事業者フィードバックしていくという取組を進めておるところでございます。

一番下、フィルタリングの関係でございますが、スマートフォンにおけるスマートフォンの普及促進ということで、内閣府の検討会、総務省の研究会の両提言において言及があります無線LAN、アプリケーションを利用した場合のフィルタリングに関しまして、青少年のスマートフォンアプリの利用実態がどうであるか、あるいは安心ネットづくり促進協議会など民間の自主的取組、こうい

った状況も踏まえながら、具体的なフィルタリングの実施方策について検討を進めていくということでございます。

2枚目でございますけれども、民間団体等の自主的取組みと支援という文脈でございます。

特定サーバー管理者における利用規約等の整備促進による対応の強化でございますが、総務省の研究会におきまして、盛り込まれたポイントといたしまして、例えば掲示板等に青少年有害情報が掲載されたような場合、当該掲示板管理者に加えて上位のサーバー管理者においても、一定の措置がとれるということをモデル約款という形で対応できないかという検討を進めておるところでございます。

次の違法・有害情報に関する相談対応につきましては、平成21年から中小のプロバイダあるいはサイト管理者、更には一般のユーザーにおきまして、インターネット上の違法・有害情報の適切な削除の対応という形で、これが一定の技術を要する、あるいは難しい点もございますことから、こういった方々の相談に対応するというところでございます。

安心ネットづくり促進協議会の取組強化等関係者の連携の強化ということで、先ほど来から何度か言及をさせていただいておりますけれども、安心協の過去3年間の取組におきまして、例えば児童ポルノの関係あるいはコミュニティサイトの関係、最も新しい分野ではスマートフォンに関わる作業部会、この3つの取組は進めてきておるわけですし、また普及啓発にも取り組んでこられていることについて、時期に応じた取組強化等をされていくということでございましょうから、こういった形での取組に連携強化の支援をしていきたいということでございます。

その他の施策でございまして、実証実験を通じた児童ポルノサイトのブロックの促進であります。現状ネット上の児童ポルノ画像の流通・閲覧防止策としてのブロックに関しては、表現の自由等を確保するという観点から、実際に自主的に行われておりますDNS方式によるブロックに加えて、より精度の高い方式、URLごとにブロックを行う、こういった方式に安定的に運用するという観点から、実証実験を行ってまいります。

最後にOECDオンライン上の青少年保護勧告の推進という形で、2012年の早い段階で、オンライン上の青少年保護に関する勧告が採択の予定でございまして、こういった勧告が採択された暁には、国際的な連携を進めて、青少年のインターネット環境の整備施策を実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

文部科学省、お願いいたします。

○勝山青少年課長 文部科学省青少年課長の勝山でございます。

資料8-1をご覧くださいと思います。私どもは保護者を対象に、フィルタリング、インターネット上のマナー、家庭でのルールづくり、これらの重要性を周知するために、課題より下の方でございますが、ケータイモラルキャラバン隊を結成いたしまして、私ども文部科学省職員も出向いた形で、タウンミーティングやワークショップなど学習参加型の教育啓発活動を今年度から実施しております。

また、青少年を対象とした事業としまして、スマートフォンや携帯ゲーム機などインターネットにつながる新たな機器への対応や、緊急時に有効なインターネットの活用法などについて研修し、その成果を同じ青少年や保護者などに向けて発信する青少年安心ネット・ワークショップを来年度から実施する予定でございます。

更にスマートフォンなど日々進化して、急速に普及していくインターネット環境に対応するために、ネットパトロールの推進など、学校・家庭・地域が連携した先進的な取組を充実させる、地域における有害情報対策推進事業を来年度から実施する予定としております。

このことによりまして、フィルタリングの利用増加・携帯電話の正しい利活用・有害サイトによる被害児童の減少を目指しているところでございます。

次に資料8-2をご覧くださいと思います。文部科学省としましては、これまでも平成20年に告示され、今年度から小学校、この4月から中学校で実施予定の新学習指導要領における情報モラル教育の充実や、学校における情報モラル教育に関する具体的な取組の参考となる教育の情報化に関する手引の作成、配付などを行ってまいりました。更には教員向けにも情報モラル教育実践ガイダンスなどの指導資料を作成し、配付をしたところでございます。

しかしながら、児童生徒の情報活用能力の実態把握ということが未実施でございましたので、今回新たに情報教育の推進等に関する調査研究事業を来年度予算に盛り込んでいるところでございます。

最後に資料8-3でございます。学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業でございますが、これにはさまざまなものを盛り込んでおります。その中で、すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、子育てサポーターリーダーの養成や民生委員等と地域の人材を活用した家庭教育支援チームによる親への学習機会の提供や相談対応等を行う地域の主体的な取組への支援を行っておりますが、この事業の一環としまして、家庭教育に関する学習講座の1つとして、青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発や有害情報対策の講座というものが、各地域において開催されることを予定しております。

文部科学省の取組としては、以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、最後に経済産業省お願いいたします。

○佐脇情報経済課長 経済産業省情報経済課長の佐脇と申します。よろしくお願いたします。

私どもは資料9に基づきまして、経済産業省の取組について御紹介いたします。私どもの取組は、ゲーム機でありますとか、パソコンでありますとか、青少年がインターネットに接続する際に使う機器につきまして、主としてフィルタリングを適切に活用するという観点から、おおむね3つに分けて御説明していきたいと思っております。

1つ目は、フィルタリングの適切な利用という観点から、こういった考え方で、どういう機器に、どの程度のフィルタリング措置を講ずべきかという考え方の整理と利用の実態の把握という側面が1つございます。

2つ目は、それを踏まえまして、各事業者がどういった形でフィルタリングが適切に導入されるように対応できるか、すべきであるかという観点。

最後に保護者が手法でありますとか、考え方でありますとか、そういったことを理解していただくための普及啓発活動。

その3点につきまして、御説明申し上げます。

めくっていただきまして、1つ目でございます。タイトルが「望ましいフィルタリングの提供のあり方を判断するための基準の普及等」とございます。

話は大きく2つに分かれまして、中ほどに青で①②③④とございます。これはフィルタリングを機器に適用するに当たりまして、どういった考え方で適用するのが望ましいのかという基準を整理したものでございます。これは私どもが22年度に実施しておりましたレイティング／フィルタリング連絡協議会の研究会で、昨年5月にとりまとめたものでございまして、本日の検討会の座長でいらっしゃいます清水座長ほか、何人かの先生方に御協力いただいた成果でございます。

基準は①～④でございますけれども、①②は青少年がどんなところで、どの程度インターネットに接触するのかという観点に区分して、フィルタリングの程度を考えるべきだろうという話でございます。

2つ目は機器の性能とか機器の可搬性でございまして、これはやや技術的な側面でございますけれども、機器の性能に応じて、余り負荷の大きなフィルタリングをかけますと、フィルタリングで利用そのものを制限してしまうこともございますし、そこのあんばいにつきまして、どう考えるか。

更に機器の可搬性といいますのは、固定的であれば、特定の手法によってフィルタリングがかけられるわけですが、可搬になりますと、どこでどうつながるかということにつきまして、接続性に工夫が必要になってまいりますので、そのような観点も考慮しながら検討する必要がある。

そういう4つの基準に分けました。

このような基準を作成すると同時に、一番最後の○でございまして、実際にどのような機器が青少年にどういった形で利用されているのかという実態を定点観測いたしまして、それに応じた対応を事業者に促すことを考えてございます。

ページをめくっていただきますと、事業者にどのような取組をお願いするかということにつきまして、自主的取組について検討していくことを書いてございます。ここにありますように、今、御紹介しました基準を策定するに当たって組織しました連絡協議会の場、その他を使いまして、どのように事業者が保護者支援のために、保護者に適切なフィルタリングを活用いただくために、事業者の努力としてどういったことができるのかということにつきまして、今、詰めている最中でございます。

事業者もさることながら、本件に関連する知見のある民間団体もございまして、そういった方々との議論を濃密にしているところでございます。

最後のページでございまして、これは私どもで予算措置をしてございます。右側の写真にありますように、

学校などでこういった場を設けていただきまして、周知・普及活動をするために、さまざまな予算措置等を通じまして、対応しているところがございます。

ちなみに、その下はセキュリティ、ウイルス対策について行っているインターネット安全教室というものでございまして、御紹介までに確認させていただきました。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ここで意見交換の時間をとりたいと思いますが、資料の順番にお聞きしていったらどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

最初は資料3で概要の御説明をいただきました。これは各関係省庁の内容を報告書の目次に沿って整理していただいているものでございます。これについて、御質問、御意見はございますでしょうか。どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

本日の資料3に、今後の青少年インターネット環境整備基本計画の見直しの方向性に関する施策を整理していただきまして、幾つか気づいた点がございまして、意見を申し上げたいと思います。

「1. 学校における教育・啓発の推進」についてですが、やはり情報モラル教育等の推進を学校において行うというのが基本であると思います。したがって、情報教育の推進等に関する調査研究において、まずは小中学校等でのカリキュラムの中でのモラルやセキュリティに関する内容について、毎年、強めていただいていることは重要だと思います。

現在、各学校では、既にコンピュータ、インターネット等、メディアを使った学習は実践しているわけですので、「メディアを使う学習」の取組の中から、「メディアそのものについての学習」でありますとか、メディアの使い方、とりわけセキュリティやモラルについての学習内容を強めていくことを、第一義的に置いておくというのは重要だと思います。

それに関連して、今回、総務省さんで、ICTリテラシー育成のための公共施設等におけるモデルシステムの開発推進について力点を置かれるということと、社会における教育・啓発の推進において、警察庁さんが「サイバー防犯ボランティア」育成・支援の推進、文部科学省さんでは「ネットパトロール」を充実するとともに、総務省さんの「インターネットリテラシーの可視化」の推進が位置づけられたことは、学校が地域社会の中にある以上、便宜的に両者を分けて計画をつくるというのは当然のことなんですけれども、子どもたちは学校と地域社会を行ったり来たりするわけですから、そのどちらの場においても、今までの計画以上のきめの細かい新規事業が位置づけられることを評価し、期待したいと思います。

その上で、各府省庁の御報告の中で、かなり目的が重なり合いながら、各府省庁がそれぞれやったださっているもので、例えば文部科学省さんでもテスト的なものを導入されるでしょうし、総務省さんでも各学校で行えるようなテストの実施をインターネットリテラシーの可視化として置かれているようですし、また、経済産業省さんではインターネットの安全教室をされていますし、それぞれの府省庁がそれぞれの観点で力を入れていらっしゃることを生かすためにも、冒頭、来年度の施策の中で強められました、内閣府のホームページから一元的に各府省のそれぞれの取組にアク

セスできるということは、当然のことながら、進めていただければ、有効にそれぞれの府省庁の事業が活用されるのではないかと思います。それが1点目です。

2点目は、3ページ目の「2. 携帯電話・PHSにおけるフィルタリングの高度化の推進」というところで、明確に総務省さんが「スマートフォンのフィルタリングの普及促進」というのを位置づけてくださいました。恐らく今回見直される新しい計画の中で、条件として大きな特徴は、スマートフォン、iPod、iPadなどの急速な普及にあると思います。それにいかに対応できるかということが、法の理念を実現するための計画としては不可欠な方向性だと思います。したがって、経済産業省さんで継続される「機器利用実態調査」や、内閣府さんで継続される「青少年のインターネット利用環境実態調査」の継続的な充実というすべてが相まって、必ず項目にはスマートフォン等新しいメディアの動向について、利用実態がどうで、事業者はどのような取組をしているかということを確認に把握していただければありがたいと思います。

3点目なのですが、4ページ目の「第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項」の最後に「安心ネットづくり促進協議会の取組強化等関係者の連携の強化」を位置づけてくださっています。

6ページの「第6 推進体制等」の「2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制の活用」のところには、自治体等との連携の中で、唯一「都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議等を通じた情報提供の強化」と位置付けてくださっているのですが、私のような基礎自治体の立場で、都道府県や指定都市でない者の立場といたしますと、4ページの安心ネットづくり促進協議会等で全国市長会も会員の1つでありますし、事業者の方のホットな内容も入りますので、推進体制とか情報共有の中で、国が主管としてなされるものとしては、こういう書き方で結構だとは思いますが、既存の組織であります民間事業者が主体として取り組む安心ネットづくり促進協議会の位置づけが、この3年余りの実績を踏まえて有効ではないかと思います。特にこの法の理念を生かすためには、民間事業者に主体的に取り組んでいただくことに尽きると考えておりますので、民間事業者がより行政や保護者代表であるPTAの皆様、消費者団体と連携する動きを、次回の計画の中には位置づけていただくとありがたいと思います。

以上の意見を申し上げます。ありがとうございました。

○清水座長 3点の貴重な御意見をありがとうございました。

清原委員の御発言に関連してでもよろしいかと思いますが、資料3につきまして、更に御意見がありましたら、お願いします。国分委員、どうぞ。

○国分委員 インターネット協会の国分でございます。

資料3につきまして、意見を述べさせていただきたいと思います。

こうやって各府省のいろんな取組があるのはすばらしいことだと思いますが、先ほど清原委員も御指摘されたように、個別に少しずつ重なる部分があって、うまくそれが連携できるといいと、以前から思っていたところでございます。

e-ネットキャラバンの立ち上げのときに、少しお手伝いさせていただいたこともあって、総務省と文部科学省が一緒になってずっと続いて、相当の講座を開かれているということは、喜ばしいことでもあります。

例えば個別のいろんな取組がありまして、その中で、3ページの一番下にあります、内閣府の青少年のインターネット利用環境実態調査というのは、ずっと継続的にやられていて、私も少しお手伝いさせていただいていますが、こういうところに出てくるデータがうまくいろんな施策とリンクして、その施策の効果を確かめるような、ステップとしては大分先になるかもしれませんが、個別に施策を打つだけではなくて、その結果がどういうふうに効果として表われているだろうかということを、何からの切り口で確かめることも必要ではないかと思っております。

具体的な話になって恐縮なんですけど、内閣府の青少年インターネット利用環境実態調査は、フィルタリングに対しての非常に大規模な実態調査で、その結果というのは、かなり信頼性が高いと思っておりますが、例えばフィルタリングに対する認知度のデータとかその辺りは、数年前から見てみると、少し下がってきています。前回、内閣府から報告されたようなところの結果では、少し下がっておりまして、うまく結び付くかどうかわからないんですけども、文部科学省で私どもがちょっとお手伝いさせていただいた『ちょっと待って、ケータイ』というリーフレットがあります。小学校6年生が卒業する前、2月ぐらいに、日本全国の小学校6年生全員に対して配っています。進級・進学の際に携帯を子どもからせがまれても、中学に入ったら買ってあげるからという御家庭が多いと思うんですが、そういうタイミングでもって、そういうリーフレットを全員に配っている。かなり画期的だと思うんですが、そういうことを文部科学省はずっとやっておられまして、もう4年ぐらいやっています。

それで、去年度、事業仕分けに挙がって中止になっているんですけども、こういうことは、たまたま事業仕分けという1つの政策評価があったということの一方で、そういうことをやった結果に対して、少し出ているということを確認しておいていただきたい。来年度の文科省さんの施策の中には、特にそういうことはないんですが、こういう場で、こういうことを皆さんに知っていただければということで、記録のために発言いたしました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。非常に貴重な御意見だと思えました。

ほかにございましたら、お願いします。どうぞ。

○藤原座長代理 各省庁から詳細な計画をお聞かせいただいて、ありがとうございます。

その中で、質問というか意見でもあるのですが、例えばポータルサイトをつくって情報を共有化して進める。非常にいいことだと思うのですが、他方で、そのときは同時に親御さんとか父兄、事業者の側から見て、本当にワンストップサービスになるように、どこかにいけば、とにかく問題点の取っかかりがつかめるという工夫もしていただければよろしいと思います。利用者側から見たときに、リンクを次々と飛ばないと、思ったところに行かないという話になるのは、余り好ましくないと思いますので、工夫をしていただければと思います。

2つ目は、先ほど総務省からもお話がありましたし、清原委員からもお話がございましたけれども、これからの主戦場は、どちらかというスマートフォンに移っていくわけですが、それについてはさまざまな問題が次々と生じていると思いますので、そこは大変ですけれども、適宜、ここに書いてあるような検討会等を含めて、継続して問題の検討を進めていきたいと思っております。

それから、これは各省庁共通なのですけれども、スマートフォンと同時に新たなメディアがたくさん出てきて、それに対抗しなければならないということなんですが、その際にはこちら側も新たなメディアをできるだけ使って、関係者に周知するという方向も望ましいのではないかと。つまり二次元のものよりは、恐らく動画の方がいいだろうし、新たなメディア発信はこちら側もそれを使ってやる。勿論公的部門ですから、できることに限界がありますけれども、SNSなどを大いに活用するという、そちらも考えてみたらどうかと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○曾我委員 曾我でございます。

日ごろから大変お世話になっているPTAの立場ということも踏まえて、申し上げさせていただきたいのですが、スマートフォンが出てきて、ゲーム機などのいろんな話が出てきて、今つくづく思っているのは、青少年インターネット環境整備法が平成21年に施行された当時の緊張感にもう一度戻っていただき、その中で、青少年を有害な環境から守るにはどうすればいいのかという原点に立ち戻れば、スマートフォン対策においても、まさしく早期に解決をしなければならないわけですし、どの施策をしなければいけないかというのは、青少年が有害な環境に触れないように、やっとなってきた携帯電話と同じ状況に早く戻せということだけなんです。そういう状況を早くつくっていただきたいのと、新しいものが出たときに、新しいものの機能を使うことが優先されていて、どうやればそれを安全に使えるかという話が先行して出てこないというのは、非常に不安です。

そういう意味で、総務省さんには、昨年、青少年インターネットWGで提言をされた、青少年保護・バイ・デザインの精神を必ず主体的な位置にもっていただいて、すべての施策が青少年を守るんだという形で行っていただきたいし、文科省さんに関してはケータイモラルキャラバン隊などの実施もそうですが、今年から小学校にも情報リテラシーの教育が入ってきた。これが全国的に同じような水準でしっかり進んでいくように、各学校の先生方に明確な学習指導要領にのっとって指示を出していただきたい。それが保護者の追いつかないところにも追いつけることになりまして、その両輪とならないと、どちらが進んでいても、青少年を守れる状況にはなかなかならない。今までの3年間はその取組だったような気がします。

スマートフォンが出る前までは、良い状況にきて啓発をしていたのですが、スマートフォンが出て、何と答えていいか非常に微妙になってきた。それに加えて、ゲーム機やさまざまな問題に取り組もうとしたときに、地デジも含めまして、インターネットにつながっていること自体も知らない保護者が多い状況まで生まれてしまった。今、私どもがさまざまな保護者に申し上げているのは、道具を賢く使うという頭を持ちながら情報を入手していく、保護者が相当賢くならなければならない状況にありますので、その道をそれぞれの省庁で導いていただければと思います。

多分これからしばらくはさまざまな苦言が呈されると思うのですが、企業に関しては、新しいメディアが急速に普及すると同じぐらいのスピードで、対策も同じようにするか、前もってやっただくぐらいのスピード感がないと、逆に青少年を守る緊張感がなくなったのではないかとと思われる部分もある。その辺に関しては、経済産業省の皆さんもお手伝いいただいて、啓発をいただければありがたいと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

お願いします。

○別所委員 施策の見直しの概要について、いろいろお考えていただいて、ありがたいと思っています。

こういう見直しを考えると、多分最終的な結果の御報告をいただくときには、十分に考えていただけるんだと思うんですけども、最初のうちから、できれば評価の指標をきちんと決めておいていただければと思っています。

例えばですけども、先ほど違法・有害情報の対策のポータルサイトをつくられるということだったんですけども、これはページビューにカウントしたら、1日当たりのページビューというのはどのぐらい見られて、ユニークユーザー数は1か月でどのぐらいを獲得できているのかとか、それは伸びているのかとか、減っているのかとか、そういうものがないと、実際に利用されているかどうかかわからないので、そういうものをきちんと追いかけてながら、数量としてきちんと評価ができるようにしていただきたいということがあります。

フィルタリング等に関する情報の提供ですとか、安全教室の開催というのは、さまざまところで行われていますけれども、多分、今、だれもわかっていないのは、本当はどのぐらいの人数が参加をしていて、どのぐらいカバーされているかということだと思っています。経済産業省さんの資料に、平成22年度、合計1万5,000人以上が参加しましたとなっていますけれども、御存じのように、ざっくりいうと、10代の人口というのは、1世代当たり110万から120万の間ぐらいいるわけですから、その全員がいるとすると、小学生と中学生と高校生を合わせた人数というのは、かなりの人数になるわけで、それらのうちのどれぐらいの人たちがカバーされているのか。保護者の対象として考えられるのはどのぐらいいて、どのぐらいカバーできているのかということもきちんと追いかけていくことが必要だと思っていますし、参加をした方々のレベルが上がったとか、水準が維持できているというのは、何をもって評価をするのかということも決まっていないと、単純にやりましたということになってしまう。せつかくやるからには、どういうもので評価をしていくのかという計画を立てると同時に決めておいていただいて、図りながら進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高校のPTAの高橋でございます。

今日この会議が急遽開かれるというお話を聞いて、この前の会議で一旦終わったのかと思ったんですけども、再スタートということで、今のスマートフォンの関係に関しましては、私ども高校

としては怒り心頭といいますか、子どもたちのインターネットの環境整備ということで法律ができたはずなんです。携帯電話の環境整備ではなかったはずなんです。インターネットに関する環境整備をしましょうということで、約4年前にできた。ところが、今回いきなりスマートフォンが出てきて、2年ぐらい前から、そろそろ大々的に出てくるのではないかという話があったんですけども、いきなり出てきました。現状はどうかというと、携帯電話の新機種がほとんど販売されないような状況なんです。今、私どもが把握している限りでは、皆さん、スマートフォンを買いなさいといった販売の図式になっていると思います。各社いろんな形である。

スマートフォンと携帯電話はどう違うのか。2年ほど前に、私たちはこの問題を懸念して、高校生にスマートフォンではなくて、携帯電話を持たせようという時期が来るかもしれない。そうでもしないと、フィルタリングを始めいろんな機能のある程度制御できないのではないかと行っていたら、いきなりこの1年ぐらいの間にきて、極端にいうと、この半年です。iPhone 4Sが出た辺りからです。

そういったものが、今、社会に出てきて、高校生の方でインターネット関係に関するリテラシーはある程度あるということで、ここ2年間ぐらいは小中が基本でしょう、小学生、中学生の段階から持っているもので、小中でもっときちっとリテラシー教育をしてほしいということで、私どもも高校の方は高校の方でやるから、できるだけ補助金だとか、そういった会議は小中優先にやってくださいとお話をしたんですけども、今はちょっと状況が変わりまして、来年度は高校も率先してiPhoneに関わるものについて、もう一回やっていこうということになりました。

今、いろんなメーカーさんから、各家庭に電話サービスみたいな感じで回っているんです。実はこうこうこうで、iPadとかiPhoneを無料で差上げます。そうした場合、本体は無料で差上げます。その説明がなかなかうまくいっていないから、ただでもらえて、安くいけるんだみたいな、変な錯覚を起こす保護者がいっぱい出ている。そういった販売方法をとってはいけないということになっていたはずなんですけれども、このところ出てきているようです。キャリアさんは考え直していただきたいというのが、一番大きな怒りなんです。一番初めにこの法律をつくったときは、国の規制をなくして、自主的に企業間で、日本のネット関係の会社はしっかりしているから、自主的にいきましょうということにしたはずなのに、それを裏切られたような気がしてならない。この法律がないときは、ああいった現象があったんでしょうけれども、今はそれが実際に動いて3年経っていますので、もう少し本質というものを考えていかなければならない。場合によっては、ある程度厳しく対応せざるを得ないようなことも出てくるという気もしています。それが一番怒り心頭でした。

先ほど各省庁さんからいろんな話が挙がってきました。そうですねということがほとんどなんですけれども、ちょっと気になったことがあります。警察庁からサイバー防犯ボランティアのお話がありまして、実際にどういった状況で動かれているか、私どもは完全に把握しておりませんので。今、ネット関係の各社でも、ネット上の巡回とか見回りをやっていますので、そういったものとの関わり方、そういったものがどういうふうにラップしてくるのか。お互い連絡を取り合ってやっていっているのか。お互い一生懸命やっているはずなのに、それが変な規制的なもので空回りしない

ような方向にいてくれればいい。特にボランティアの方がどういった認識を持って、今、進めていっているのかということ、今後注意して見ていっていただきたいと思います。

保護者に対する進学・進級時の取組、広報啓発は是非お願いしたいと思います。これはいろんな省庁さんにもお願いしたいし、特に警察の場合、小学校、中学校に関してはいろんな問題があるでしょうから、そういった中でお願いしたいと思います。

インターネットカフェの問題に関しては、いろんな事件が起きてきている以上、やはり身分照会、その他のきちっとした対応が必要だと感じています。

総務省さんから、リテラシーの可視化の促進というお話があったんですけども、実際それがどういった形のもので見えてくるのか。その辺は今後具体的に教えていただきたい。いろんな方法があると思うんですけども、前向きにいていただけたらありがたい。プロバイダさんとかサイトの管理者さんは、今まで以上に前向きに子どもたちを中心に考えていただきたい。勿論社会の中心なんですけれども、この法律は子どもたちを中心につくったはずなので、そのところが漏れないように、再度見直していただければありがたいと考えています。

追々何かありましたら、意見を述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○尾花委員 尾花でございます。

ケータイモラルキャラバン隊であちらこちらに行かせていただいている、その合間にこんな検討会ということで、リアルな現状を拝見した、ホットな感じでこちらに参らせていただいたんですが、各省庁の取組ですとか、まとめたものを見ても、一番懸念されていることの表現が抜けていると思いました。何でこんなにフィルタリングということで、スマホと言っているのか。それよりも Wi-Fi、無線 LAN といった側面からの取組が大事であると思います。この中に含まれているのは十分に承知しておりますけれども、そこに重点を置かれて、ポイントとされている省庁が残念ながらない。

先ほどの高橋さんのお話にもありましたように、家に電話がかかってくる。そのときに各キャリアさんだったり、各プロバイダさんから、御家庭で Wi-Fi を自由に使うことができるこんな機械があるんですというお話で、各御家庭にダイレクトに電話がかかってくるわけです。普段使っている電話会社とかプロバイダからのお電話の場合、やはり迷惑な電話だとは思わずに出てしまう。無線でやったらこんなにメリットがあります、こんなに安くなります、こんなに快適になります、テレビ CM も白い天使が飛んでいます。無線の表現だと思うのですが、ああいう形で便利なところを強調していただくと、こういうものだということの周知には役に立つかと思うんですが、そのリスクをどこも説明してくれない。

私は地方の情報課のアドバイザーなどもさせていただいているんですが、例えばスキー場のある都道府県では、観光客誘致のために、スキー場にも無線を引くべきではないだろうかという議論が県庁で行われている時代なんです。そんなときに、スマートフォンのフィルタリングみたいなあいまいなどころではなくて、無線あるいは Wi-Fi についての説明責任を、フィルタリングと同じよう

に携帯事業者さんには行っていただくというようなことですか、スマートフォンのフィルタリングではなく、無線 LAN、Wi-Fi に対するフィルタリングの徹底強化が必要だと思います。

逆にフィルタリングに入らないというんだったら、無線は外せるんです、Wi-Fi の接続をできなくすることができるんですという選択肢を 18 歳未満の利用者の場合には提示していただきたい。お勧めしろとか、絶対やめろということではなくて、提示していただきたい。そこでどうするか。フィルタリングをかけて Wi-Fi を使うか、フィルタリングをかけたくないということで、Wi-Fi を使わないようにするか。よけいなアプリをダウンロードしないという意味では、使えないようにするかということも 1 つあると思います。

今年せっかく内閣府の検討会が再開したということで、無線 LAN、Wi-Fi というキーワードで、今までのフィルタリングというキーワードと同じように考えていかないといけないのではないか。状況によっては、法律の中の条文も少しいじらなければいけないのではないかという気が最近しています。

ポイントは違う観点にいけますが、スマホになってくると、携帯ゲーム会社だけではなくて、一般のゲーム会社もアプリケーションとして登場してくるわけです。ゲーム会社、携帯とかパソコン、インターネットと直接関わりがなく、もともとゲーム会社としてソフトを販売していたような会社は、青少年インターネット環境整備法を意識していらっしやらない。ここもすごく大きな問題で、彼らはネットのゲームやアプリケーションの開発ということでスマホの世界に参入してきているのに、そこはもともといた分野ではないから、この法律にのっかってという感覚がない。ゲームに携わるとか、携帯電話、インターネットを事業として利用するすべての方たちにこの法律の内容を周知徹底していかないと、穴ができてしまう。

そのときに、もっと問題なのは、Apple さん、Google さんという実名を出してしましますが、スマートフォンの OS を提供している会社が、日本の会社ではないことがあるんです。日本の会社ではないので、例えばどこそこの都道府県の青少年条例がこうなっていますと言っても、彼らは聞く耳をもってくれないんです。子どもたちを守るために、青少年に関してはこういう法律があるんだと提示したときに、どこを読んでもアプリのことなんて書いてないのではないかという話にならないように、きちんと伝えられるようにしていただきたい。条文は変えなくても、日本語の表記の英訳のときに、ちょっとあいまいになっていたところをまとめて、欧米の人たちにはそういうことだったのかとわかっただけのように、英訳を変えてしまうとか、ちょっとした姑息な工夫ですけれども、やっていかないと、彼らが本腰を上げて、日本の青少年インターネット環境整備法にのっかった形の協力をしようということにはならないと思うんです。

法律という意味では、EU が先週新案を出しました。皆さんご覧になったかと思いますが、ネット上で忘れられる権利ということです。あれはユーロの域内で活躍している世界中の企業ということで、結局ユーロが 27 か国だけではなくて、そこに参入している国は全部守るんだという法律で、あれが 1 つの見本ではないか。日本の子どもたちにアプリを提供するのであれば、日本でも青少年インターネット環境整備法を守らないとだめなんだという意識づけをもっと大きく発信していきたい。

行政とかこういった会議の席上でできるのはそこまでなんですが、情報リテラシーという教育の部分に戻しますと、リテラシーというのは、そもそも何なんだろう。持てる知識、教養、情報、知恵、技術とかを駆使して、ちゃんと活用し、対応できる能力のことなんです。どうも情報リテラシー教育というと、テストで○×をつけて、100点だったらOKという感覚に、今、流れがちなんです。

今の小中高校生は、○×式の問題を出したら、全員100点です。でも、ちゃんと実践できているかという、実践はあえてしていない。ルールがこうなのはわかっていてもしない。なぜかという、その裏にある危険性とか、法律に犯罪として載っていることであるということなどをだれからも教わらないで、単に○×で教わってしまう。ですので、調査とかテスト形式ということは各省庁さんからお話がありましたけれども、テストの結果だけでみんなわかっているとは、絶対に思わないでいただきたい。使いこなせる能力、賢く利用できる、だめなものはだめ、いいものはいいというのは、規範意識と一緒に情報リテラシーを育てていかなければいけない部分ですので、わかっているや。

例えばですけども、ここ最近も話題になっていますが、かぎをかけたツイッターの中にあつた情報が公開されてしまった。それは信用していたお友達が、ここにあると友達に流してしまった。そんなことがきっかけなんです、セキュリティというのは人の口から漏れていくものです、人の教育といのは100点をとれたからいいのではない。きちんと使いこなして、だめなものはだめ、要するに考えさせる教育が必要です。そのためには、学習指導要領を改定しただけではだめなんです。

現場の先生方は、物すごい困っていらっしゃいます。考えさせるための教材がないからです。○×か、ここの空欄に言葉を入れなさいというようなテストはできても、実際になぜそれをやってはいけないのか、やった先にどういうことが待っているのか。20年後、自分たちが企業なり社会なりで立場がある環境になったときに、子どものときにやったことがどんなふうに影響が出る可能性があるのかみたいなことを考えて、討論するようなテキスト、副読本が全く存在しないんです。自治体によっては先生方が工夫してつくっていらっしゃいますけれども、それを用意しない限り、本当のリテラシー教育にはならないで、表向きの知識教育にしかならないと思っています。

長くなりましたけれども、私からお話したかったのは、Wi-Fi、無線に関することで、もう一回フィルタリングと同じように見直しをしていただくこと。それから、海外の方たちも含めて、子どもたちの安全を守るために、法律なり何なりに触れる部分も含めて、新しいゲーム業界みたいなところも参入してきているので、その周知徹底を図ること。それから、本来の情報リテラシー教育、情報の知恵の教育、インターネットの使い方教育ではないんだということに則した資料なり何なりを一緒につくっていただきたいということ。その3点を是非皆さんの省庁の取組の中で担当していただければうれしいと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

資料3について、御質問、御意見をいただいたわけですが、あとは各省庁から説明いただきました資料4、資料5、資料6、資料7、資料8、資料9までありますが、それぞれのところで御質問とか御意見がございましたら、お願いしたいと思います。どうぞ。

○高橋委員 2つほどありまして、こういったいろんな対策を各省庁が集まってやっているんですけども、これは3年ぐらい前からずっと言い続けていることなんですけど、まず文部科学省さんがいろんな意味で、学校の教諭に対しても、子どもたちをリードできるようにやっています。これは徐々に先生方もいろんな勉強もしているし、教員採用試験のときにも勉強されているみたいですが、まだ絶対数が足りない。ですから、いつも言いますが、各学校の各学年に1人ずつぐらいは、駆け込み寺みたいな先生を配置して、困った子どもにすぐに対応できるような体制をつくっていただきたい。ある程度理解できている人の配置、そういったものも、各都道府県の教育委員会に対して指導していただきたいと思います。

文科省でいろんな会議があっても、各都道府県の教育委員会には伝わっていないという話を、ほかの会議でも何度もするんですけども、文部科学省からは強制はできないとか、お願いをするだけみたいな話がよくあるんですけど、そこはある程度指導力を持ってやっていただかないと、都合のいいときはこうだ、都合の悪いときは各都道府県の教育委員会だという指導ではない方法をとっていただきたいと思います。

総務省さんにもお願いしたいんですけども、今、各都道府県でインターネットに関するいろんな会議があるんです。ところが、この会議の内容も知らない。そして、先ほど来出た安心ネットづくり促進協議会があることすら知らない都道府県がいっぱいあるんです。ですから、ここにいらっしゃる清原市長みたいに、本当に実践されている市はきちっとしているんですけども、そうではない市町村が余りにも多過ぎる。だから、全部後手後手になります。

3年ほど前に、各自治体に関して総務省が一応把握しますので、できるだけ指導していきなすというお話があったんですけども、いまだに回転不足みたいなところがありますので、いい機会ですので、再度見直した段階で、日本全国津々浦々までやっていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○清水座長 ほかにございましたら、お願いします。どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

警察庁さんに質問があるんですけど、三鷹市でも安全安心のパトロールを市民の皆様に担っていただくということで、個人、団体を年々増やしていきなす結果、資料6の別紙1にありますように、おかげさまで、毎年、刑法犯認知件数は減少してきています。事業者の車にも「安全安心パトロール」というボディパネルをはって巡回していただいたり、町会、自治会でも、三鷹市の安全安心パトロール車の運転の資格を取っていただいて、土日などに運行していただいていることもあると思うんです。ですから、これは本当に効果があると思うんですけど、それが「サイバー防犯ボランティア」とななす場合、具体的にボランティアの方はどうなす活動をして、そのことによなす、犯罪を抑止したり、未然に防いだり、あるいはそうなすことを思う人を減らすことができるのか。

別紙1を読ませていただいたんですが、理解ができなくて、これは警察庁さんが提案されていますが、各所轄でする取組なのか、警察庁さんがコーディネートして全国的にされることなのか、もう少し教えていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○清水座長　お願いします。

○青木情報技術犯罪対策課課長補佐　失礼いたします。私は情報技術犯罪対策課の青木と申します。当課の課長は急用で欠席しておりますが、よろしく願いいたします。

現在、提案させていただいておりますサイバー防犯ボランティアは、昨年、当庁で調査した関係では、全国で60団体ぐらいいはあるように聞いております。実際にどのような活動をというの、各ボランティアごとでばらばらなところもありますし、どのようなものが効果的なのかというの、はっきりしていないのではないかと感じておりますので、現在、動いておられる防犯ボランティアさんに調査したりして、どういうものが効果的なのかとか、どういうふうにしたら一番いいのかということ、来年度、調査、研究をさせていただきたいと思っております。

それで、どういうことが期待される役割かというのは、表の右側の真ん中に書いております。各防犯ボランティアさんでいろいろ考えていただきたいところもあるんですけども、こういう活動が期待されるという意味では、被害防止の教育活動をしていただいたりとか、広報啓発活動をボランティアにさせていただいたり、4項目がいいのではないかとすることは、総合セキュリティ会議等に出ているところでございます。

その辺は、来年度、調査、研究をしまして、一般的な活動マニュアルみたいなものをつくって、全国に示して、全国で防犯ボランティアなどをつくっていただけるように促進していきたいという考えを持っているところで、調査、研究して、また活動等を考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長　どうぞ。

○清原委員　ありがとうございました。

24年度に本格的に調査、研究を進められるということで、これはこれまで文部科学省さんがネットのパトロール的なことを取り組まれたり、あるいは総務省、関係団体でまさにコンテンツの内容を吟味して、青少年に対してブロッキング等をしながら防いでいただく取組とか、それぞれ始まっているものとの関係性というんでしょうか、それも検討の中に入れていただければありがたいと思いました。

もう一つは、この法律にのっとった取組というのは、国民運動的に日本の国民がそれぞれ意識して、とりわけインターネットのメリットを生かしつつ、また青少年もインターネットを始めとするメディアを利用する適切な能力を身につけてもらいつつ、しかし、不用意に犯罪の加害者や被害者になることを防ぎ、また心の傷を不用意に受けることを防ぐための取組だと思っていまして、そうであるならば、一方で、勿論防犯の観点があるんですが、他方で自立的・自発的な青少年を育成していく教育の分野と両立していかなければいけないと思います。

国民運動として、子どもたちのためにリテラシー教育に加わってくださる皆様もいれば、このように犯罪を防ぐという観点から関わってくださる方もいて、そういう多様な国民の参加が用意されるような計画としての広がり、今年度から来年度にかけて検討していかれることによって、各府省庁の行政としての取組、また自治体の行政としての取組に加えて、国民、市民の参加度が高まるという気運、それが計画に盛り込まれればいいと感じました。

ありがとうございました。

○清水座長 ありがとうございました。

お願いします。

○曾我委員 経済産業省さんにお伺いをしたいんですが「望ましいフィルタリング提供のあり方を判断するための基準の普及等」ということで、平成 22 年に法の趣旨を踏まえて基準を設定されて、さまざまな取組をされている。具体的な内容を余り存じ上げていないんですが、今、各地でいろんなところに行って、勿論携帯電話のフィルタリングのことも手を挙げていただいて聞くんですが、携帯電話以外のフィルタリングに関して、設置を 100%していないというのが実態なんです。つまりゲーム機のペアレンタルコントロール自体も知らない、地デジも知らない。保護者はほとんど知らないから、提供されていても、提供していないのと同じ状況になっている。そうすると、フィルタリングの提供で望ましいものがこのようにあって、その機種によって、この辺までということがあるんだろうと思うんですが、提供されるだけでは、実装されない限り何も意味を持たないので、その辺に関して、どのような施策をお考えになっているのか。

逆に、機械の状況によっては、フィルタリングが重いもの、性能ができないとなると、フィルタリングの意味を果たすのかと一瞬間こえてしまいますので、その辺に関して、どのような判断基準を持って、我々が安心といったときの携帯電話のフィルタリングの状況と同じぐらいの状況が生まれているのかも、教えていただければ大変ありがたいと思います。

さまざまな研修会で我々も委員としても情報提供して、それを広めなければならぬということもありますので、現実、携帯電話が厳しくなれば、確実にそちらに逃げていくという状況があります。子どもたちは裏使いというのをよく知っていますので、好奇心を満足させるためにインターネットを活用するのではなくて、自分の未来を満たすために活用するように導いていきたいという思いもありますので、是非フィルタリングについて教えていただければありがたいと思います。

○清水座長 ありがとうございました。

今、答えられますか。

○佐脇情報経済課長 御指摘どうもありがとうございました。

本日御紹介しておりますのは、どちらかといいますと、新しい取組として紹介した側面が多々ございまして、今後、具体的にどういった機器については、どの程度事業者なりが対応するかということについては、早急に詰めていく段階でございます。

私どもが今やっておりますのは、先ほど御紹介した最後のページでございます。こういう普及啓発活動はやってございますけれども、今、御指摘の点は、恐らくこういった施策によって、どの程

度徹底できているのか、更に徹底するために何か工夫の余地はないのかということだと思えますけれども、そこにつきましては、事業者としてどこまで何ができるか。

一例でございますけれども、その機器を購入したときに、保護者が対処の方法を書面とかパッケージなどでわかるとか、保護者が対応しようと思えば、簡単に対応できるようにするということは少なくともあると思っております。そのほか、どういった徹底するための手法があるのかどうかにつきましては、現場の実情も踏まえながら、検討していかなければいけないと思っておりますけれども、実態をとということでございましたので、今の実態はこういうことになっております。

○清水座長 どうぞ。

○曾我委員 まだやられていないということで、それは速やかにやられるのでしょうか。というのは、携帯の方でしっかりやっていけば、確実にそこまで広がらないと、フィルタリングという有害な環境から子どもを守ることが、全体的にリカバリーできませんので、やはり同じぐらいの進捗度で進んでほしいと思います。よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、携帯電話以外のフィルタリングのことは、本当にみんな知りません。

○清水座長 ほかにございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。貴重な意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

本日、委員からいただきました意見につきましては、関係府省におきまして、御検討をお願いできればと思います。

まとめるといわけではないんですけれども、これからの検討に関して、御意見を踏まえて5点申し上げたいと思います。

スマートフォンは検討することになっているわけですが、前々からスマートフォンは新しいものだから検討しなければいけない、しかし、やるというスタンスではなくて、原点に戻って、根本的なところからしないと、またスマートフォンではない別なものが出てきたときに、またやらなければいけないということになってしまうと思います。したがって、根本的な点を踏まえて、ターゲットはスマートフォンを包含するような形で、検討するということをお願いしたいと思います。具体的には先生方が言われたとおりだと思います。

2番目は評価についてだと思います。やはり施策的にいろんな観点で行ったということからしますと、それがどのように改善されていったのか、あるいは新たにどのような問題・課題が出てきたのか、目標を定めた上でどういう形で達成できているのかとか、そういった評価の視点ということを踏まえて検討する必要があるのではないかとというのが、第2点であったかと思えます。

3番目は根本的に非常に難しい問題であり、スタート時から多くの議論がされたことなんですけれども、保護者に対する説明、理解の促進だと思います。勿論清原先生が言われましたように、学校教育を中心にしてということもありますけれども、最終的には子どもたち本人と保護者です。結局保護者が買って与えることとなりますので、保護者の理解をいかに促進するかということが大きな視点だと思います。これについては、スタート時から多く議論して、普及啓発活動をたくさんやってきたんですけれども、新たな問題が出てきたときに、また別な視点が必要になってきている

ということからしますと、何か根本的に横串に刺せるようなものを考えることが必要ではないかと思えます。

4番目は当初から非常に重要な位置づけでありました、民間との連携、民間による支援の点だと思えます。今のお話を伺っていると、民間もいろんな民間がありまして、ここに出てくださっているような民間の方々というのは、非常にサポーターにやったださっているんですけども、新たなビジネスが出てきたときに、この精神がよく理解されずに販売されていくということが、多々起きているという御説明があったと思えます。したがって、民間といったときに、どういう民間かということと、関連する業界といいますか、民間に対してどのようにしていくかということが大きな視点だと思えます。

5番目は連携ということだと思えます。この会議は内閣府を中心として、関係府省庁が協力してやったださっているわけですけども、類似のものとか、関連するものとか、協力すればより効果が出るものとか、いろいろあったかと思えます。この辺をどのような形で連携していけばいいのかというのは、主管課長会議があるようですので、そういったところで少し議論していただいて、これから報告書などをつくる时候にも、そういった観点を踏まえてやっただ、また整理していくことが必要ではないかと思えます。

勝手に5つ申し上げましたが、少しずつ検討してくださればありがたいと思えます。

次回の検討会には、今日の御意見を踏まえて、ある程度盛り込んだ形で出さなければとありがたいと思えますので、事務局において、取り計らってくださればありがたいと思えます。

次回につきましては、議題(1)で御説明していただきましたように、検討会の報告書案についての意見交換をすることになっております。時間がない中で大変かと思えますけれども、報告書案の原案というものを、是非精力的にやったださればありがたいと思えます。

昨年8月にとりまとめました報告書にも記載されていたわけですけども、政府とか今回の関連府省、民間での取組が多々ありますので、それらを踏まえて、次の基本計画というのは、今後3年間の計画であるということからしますと、次回の検討会で報告書案の議論をしていただきたいと考えているところでございます。

そういうことで、今日たくさん貴重な御意見をいただいたわけですけども、それを踏まえて、次回ということにさせていただきますたいと思えます。

それでは、今後の予定につきまして、事務局からお願いします。

○山本参事官 どうもありがとうございます。

次回の検討会の開催日時につきましては、改めて別途事務局から御連絡をさせていただきます、御都合を調整させていただきますたいと存じます。

なお、ただいま座長から御説明がありましたとおり、本日の御議論を受けまして、報告書の案を事務局でとりまとめさせていただきます、現行計画と比較しながら御検討いただけるように準備をしまりたいと存じます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

本日は机上のみ配付、会議後回収という資料がありますので、これは机の上に置いていっていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議題が終わりましたので、これをもちまして、第12回の検討会を終わりにさせていただきたいと思います。今後とも精力的にやる仕事がたくさんあると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。